

政令第二十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十四号を第九十号とし、第八十号から第八十三号までを六号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五 一―（四―メトキシフェニル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第七十八号を第八十三号とし、第六十八号から第七十七号までを五号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二 （四―メチルナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン

及びその塩類

第一条中第六十六号を第七十号とし、第五十六号から第六十五号までを四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九 (一―ブチル―H―インドール―三―イル) (ナフタレン―一―イル) メタノン及びその塩類
第一条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル) ペンタン―一―オン及びその塩類
第一条中第五十二号を第五十四号とし、第十六号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類
第一条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。